

全国商工新聞

長岡版

—発行編集—

長岡民主商工会

長岡市中沢167-1

☎ 33-5948

2020年
9月28日

第 2022 号

新型コロナウイルス対策
持続化給付金・家賃支援
給付金・国保料減免など
民商に相談を

国の給付金、市の国保料減免・固定資産税等軽減など相談は民商へ 対象要件を確認し、お知り合いにお声がけください

新型コロナウイルス経済対策として、国の持続化給付金や家賃支援給付金、長岡市の国保料減免（以上、左記参照）、固定資産税・都市計画税軽減（下段参照）など、十分ではありませんが支援制度があります。中でも、持続化給付金に関する会員などからの相談が、また増えてきています。対象要件を確認するとともに、業者仲間やお知り合いに「民商に入会して、相談を」と声をかけてください。

① 持続化給付金（申請期限 来年1月15日）

法人、個人事業の青色申告の場合、2020年1月から12月までの売上が、新型コロナウイルス感染症の影響により、前年同月と比べて50%以上減少した月がひと月でもあれば、持続化給付金の対象です。白色申告の場合は前年の売上の月平均との比較となり、50%以上減少した月がひと月でもあれば、同様に対象となります。法人には最大200万円、個人事業者には最大100万円が給付されます。

② 家賃支援給付金（申請期限 来年1月15日）

新型コロナウイルス感染症の影響などにより、2020年5～12月の間で、次のア、イのいずれかの条件に合致し、自らの事業のために土地・建物の賃料の支払いを行っている中小企業、小規模事業者、個人事業者が支給対象です。法人には最大600万円、個人事業者には最大300万円が給付されます。

ア. いずれか1か月の売上が前年同月比50%以上減少している。

イ. 連続する3ヶ月の売上の合計が前年同期比30%以上減少している。

③ 市の国保料減免（申請期限 来年3月31日）

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業収入・給与収入等の収入について、年間で前年より30%以上の減少が見込まれる世帯は、国民健康保険料（国保料）の減免が受けられる可能性があります。減収してから申請日までの期間（月）の平均収入額を求め、これに12を掛けた額と前年の収入を比較し、30%以上の減少が見込まれると市が判断し

た場合、国保料は大きく減免されます。例えば、前年所得が300万円以下ならば全額免除、300万円超400万円以下の場合は8割減額となります。長岡民商まで、お早めにご相談ください。

④ 市の固定資産税・都市計画税の軽減

長岡市は、新型コロナウイルス感染症の影響により事業収入が一定以上減少している中小業者の税負担を軽減するため、2021年度の1年分に限り、固定資産税・都市計画税をゼロまたは2分の1に軽減します。左記を参考に、まずは長岡民商にご相談ください。

① 対象となる事業者

ア. 資本金の額または出資金の額が1億円以下の法人

イ. 資本または出資を有しない法人または個人は従業員1000人以下の場合

② 軽減対象となる資産

事業用家屋及び償却資産

③ 軽減率

2020年2月から10月までの任意の連続する3か月間の事業収入を前年の同期間と比較し、事業収入の減少割合に応じて次のように軽減する。

ア. 50%以上減少

全額免除

イ. 30%以上50%未満減少 2分の1を軽減

④ 適用の要件

認定経営革新等支援機関等（税理士、商工会議所等）の確認を受け、2021年2月1日（月）までに市に申告する。

⑤ 申請書類

ア. 申告書（認定経営革新等支援機関等の確認印が押されたもの）

イ. 収入減を証する書類（会計帳簿や青色申告決算書の写しなど）

ウ. 該当者のみ、特例対象家屋の事業用割合を示す書類（青色申告決算書の写しなど）

⑥ 受付期間

2021年1月4日（月）から同年2月1日（月）まで